服務管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 日本万国博覧会記念公園事務所 | 　子の看護休暇に係る特別休暇について、必要と認める時間以外にわたって承認されていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 子の疾病の予防を図るために必要なもの | 検診日 | 検診等の時間 | 特別休暇を承認した時間 |
| Ａ | 定期歯科検診(フッ素塗布) | 令和５年６月７日 | 午後１時00分から午後４時30分まで | 午前８時00分から午後４時30分まで（全日） |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】（特別休暇）第15条　任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。　六　前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合　人事委員会規則で定める期間【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】（特別休暇）第10条　条例第15条第６号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。十五　中学校就学の始期に達しない子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定める当該子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合　１暦年につき５日(当該子を２人以上養育する職員にあっては、10日)以内で必要と認める日又は時間【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の運用について（通知）】第10条関係１　規則第10条の特別休暇の取り扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。　　(14)　第１項第15号の「中学校就学の始期に達しない子（配偶者の子を含む。）を養育する」とは、12歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の３月31日までの子（養子及び配偶者の子を含む。）と同居してこれを監護することをいい、「看護」とは、職員が負傷、疾病による治療、療養中の子の看病及び通院等の世話を行うことをいい、後遺障害等の機能回復訓練（以下「リハビリ」という。）の介助は含まない。「負傷し、若しくは疾病にかかった」とは、その程度や特定の症状に限るものではなく、風邪、発熱等を含めてあらゆる負傷、疾病が含まれるが、負傷、疾病が治った後のリハビリ等は含まないものとする。同号の「人事委員会が定める当該子の世話」は、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年10月２日）